

公益社団法人 福岡県物産振興会 物産展参加資格要件

制定 平成 23 年 10 月 18 日理事会承認

改正 平成 30 年 9 月 21 日理事会承認

改正 令和元年 10 月 30 日理事会承認

物産展参加者は下記の要件に適合する者であること。

- 1 県内で最終的に生産、製造、製作又は加工（以下「製造等」という。）の業を営む者及びその製造等がされたものを販売する者であって、県内に本拠を有する個人又は団体であること。  
なお、上記個人又は団体の物産展における販売者は、「福岡の物産を販売することに適した者」であること。
- 2 暴力団対策法で指定を受けた暴力団等反社会的団体に属していないこと。
- 3 法令等に反する行為を行った者又は団体でないこと。
- 4 本会の秩序を乱さず、本会の信用を傷つける恐れのない者又は団体であること。
- 5 PL 保険（生産物賠償責任保険）に加入していること。
- 6 営業許可が必要な食品を取り扱う個人又は団体は、所属保健所の許可を受けていること。
- 7 最低 1 年以上の営業実績を有していること。  
但し、特段の事由がある場合はこの限りではない。

※ 提出書類

- ・上記 1 に関する確認書類 [ 住民票抄本（個人）又は登記簿謄本（法人） ]  
(非会員のみ)
- ・上記 2～4 に関する申告（確認）書（非会員のみ）
- ・上記 7 について確認できる書類（決算書等）
- ・PL 保険証書の写し（該当者）
- ・営業許可証の写し（該当者）
- ・本会と物産展等参加者の確認書

附則

この資格要件は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 9 月 21 日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 30 日から適用する。